

長野市農業委員会第2回総会議事録

- 1 日 時 令和8年3月27日(金)
開始時刻 午後1時28分 終了時刻 午後2時45分
- 2 場 所 会議室203(第二庁舎10階)
- 3 出席委員
1番 松本 一好 2番 新井 清一 3番 高木喜久夫
4番 山本 正博 5番 岡村 勝 6番 曾根 信一
7番 田原 早苗 8番 黒澤 清一 9番 石坂 秀夫
10番 米倉眞一郎 11番 祢津 光博 12番 清水 貢
13番 中澤 良浩 14番 齊藤 弘之 15番 戸谷 正徳
16番 北村 守 17番 桑原 一利 18番 池田 昌子
19番 瀧澤 徳治 20番 倉石 康正 21番 長澤めぐみ
22番 桜井 篤 23番 篠原 茂光 24番 相澤 耕市
25番 本井 治
- 4 欠席委員
- 5 会議に出席した職員
農業委員会事務局
事務局長 大島 昭彦 主幹兼事務局長補佐 笠井 英明 事務局長補佐 松橋 秀樹
事務局長補佐 西村 武次 係 長 駒村貴久美 主 査 江守 健二
主 事 成島 和沙 職 員 浅川 清和
長野市農業政策課
主 事 洞野 一樹
- 6 議 事
 - (1) 農地法等に係る事項について
議案第6号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第7号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第8号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第9号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
議案第10号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による「農用地利用集積等促進計画案」の意見聴取について
議案第11号 非農地決定について
報告第1号 農地法第4条の規定による届出について
報告第2号 農地法第5条の規定による届出について
報告第3号 農地法第4条の規定による農業用施設(2a未満)の届出について
報告第4号 営農型発電設備の下部農地における農作物の状況報告について
 - (2) その他農業委員会業務に係る事項について
議案第12号 令和8年度長野市農業委員会事業計画について
議案第13号 令和8年度「農業委員会だより」の発行計画について
議案第14号 令和8年度管内視察研修について
議案第15号 第1回農業委員会合同研修会の開催について

議案第16号 農業委員会委員が委嘱等を受けている関係団体への推薦について

北村会長代理 ただ今から、第2回総会を開会いたします。本日の総会につきまして、現在の出席委員数は在任委員 25 名全員出席でありますので、過半数に達しております。農業委員会に関する法律第 27 条第 3 項に基づき、総会は成立しております。挨拶ですが、初めに曾根会長よりお願いいたします。

曾根会長 皆さまご苦労さまです。会長の曾根です。今日から大切な総会が始まりますが、私は、挨拶は短く、また県の動きは適宜に伝えていきたいと思ひます。

皆さまの所に、この事業体系という用紙を配布してありますので、ちょっとご覧いただきたいと思ひます。この第2事業体系というものにつきましては、3月25日に長野県農業会議の総会がございまして、その中で発表されたものです。長野県の農業会議の中では、1番から8番まで進めていきますが、特に2番の地域計画の実現に向けた農地利用最適化の取組強化への支援ということで、ブラッシュアップの関係が載っております。それからその下のところには、重点事項ということで、2のところには地域計画の実践と目標地図というような言葉が書いてあります。農業会議でも各農業委員会への積極的な支援を行っていくということと、それから当日農政部長が出席されまして、長野県の支援センターでも、地域計画への支援チームで応援していくという体制をやっていくことを述べられておりますので、また会議の都度出席をお願いしたいと思ひます。

それから、私は今日も暑いんですが、晴れていますと福寿草とか菜の花、レンギョウ、スイセン、ヤマブキというふうに咲いてくるんですが、共通するのが不思議と黄色い花が多いという、不思議だなと毎年思ひます。それと同時にやはりお米が中心ですが、春作業のスタートのスイッチが入る時期ということで、これから各品目で農作業が本格的に始まりますが、作業事故、けが等のない一年にしていきたいと思ひます。また、今日は議案や報告事項が多くありますので、よろしくお願ひいたします。以上です。

北村会長代理 ありがとうございます。続いて、大島事務局長さんお願ひいたします。

大島事務局長 皆さん、お疲れさまです。いよいよ暖かくなりました。暖かいというより、今日は暑いぐらいですので、十分と寒暖差対策を取っていただきたいと思ひます。もし暑ければ上着脱いでいただいても結構ですので、よろしくお願ひします。

今日、第2回目ということなのですが、申請いただいた案件をご審議いただくのは、今回初めてです。また、調査会長の皆さま方には、それぞれ調査会でご審議いただいた報告もいただくようになっておりますので、よろしくお願ひします。総会は月末に行います。毎月行いますので、皆さん3年間ありますので、36回、この会をやるような形になりますので、よろしくお願ひします。

4月1日付けで、また人事異動がありましたので、総会の後、転入者と転出者、それぞれご挨拶させていただきますのでよろしくお願ひします。私からは以上です。

北村会長代理 続きます、議長就任ですが、長野市農業委員会総会会議規則第6条の規定に基づき、会長が議長となっておりますので、曽根会長に就任いただきます。会長よろしくお願ひします。

議長 よろしくお願ひします。着座で失礼します。それでは、規定により議長を務めさせていただきます。スムーズな議事進行ができますように、委員各位にご協力をお願いいたします。

最初に、議事録署名人の指名を行います。議席番号3番 高木喜久夫委員、議席番号4番 山本正博委員をお願いいたします。

議事に入る前に確認します。農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定で、農業委員会の委員は、自己又は同居の親族もしくはその配偶者に属する事項について、その議事に参与することができないとしております。本日の議事案件につきまして、お手元に配布しております別紙1のとおり、関係委員が議事に参与することができない案件がございます。そのほかに当事者か関係者となっている方がございましたら、お申し出ください。よろしいでしょうか。

【該当なし】

議長 それでは、別紙1以外関係者はないと確認させていただきました。

次に、議案の訂正等の報告を事務局よりお願ひします。

笠井主幹 事務局の笠井です。よろしくお願ひいたします。着座にて説明させていただきます。

初めに、資料の確認をお願いいたします。本日お手元にお配りしました資料及び皆さまに事前にお届けしましてご持参いただいております資料につきましては、別紙総会資料一覧（確認用）のとおりでございます。ご確認をお願いいたします。

また、議案の訂正につきましては、A4の半紙、今日お手元にお配りしております第2回総会農地法等議案訂正票をご用意いただき、議案書の1ページをご覧いただきたいと思ひます。議案書A3の縦長のものです。こちらの1ページをご覧ください。修正の1カ所目は、議案第6号の5番になります。申請が取り下げ

られましたので、削除をお願いします。1ページの5番の削除です。続きまして、2カ所目は2ページをご覧ください。議案第7号の2番になります。こちらの現況地目を現在畑となっておりますが、宅地に修正をお願いします。議案第7号の2番の現況地目を、畑から宅地に変更をお願いします。続きまして、3カ所目は5ページをご覧ください。5ページの番号93番でございます。93番につきましては、申請が取り下げられましたので、削除をお願いします。この削除に伴いまして、1ページお戻りいただいた4ページになりますが、4ページの一番右上のところに、合計が載っております。4ページの右上のところですか。こちら現在179筆となっているものを177筆、面積に関しましては138,475.50㎡を137,818.50㎡に修正をお願いします。議案の訂正等の報告につきましては、以上でございます。

議長 ありがとうございます。続きまして、議案第6号を議題いたします。事務局より議案の説明をお願いします。

笠井主幹兼事務局長補佐 議案の説明の前に、ご報告を一点させていただきたいと思っております。議案書につきましては、今回の総会から様式を変更しております。変更の理由につきましては、紙と印刷代のコスト削減を目指すために、このような様式に変えさせていただきましたので、ご承知おきいただきますようお願い申し上げます。

それでは、議案第6号 農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。議案書の1ページをご覧ください。番号1番から2ページの15番までの14件でございます。内容につきましては、所有権移転案件が13件、賃借権案件が1件となります。また、農家創設の案件は6番の1件です。10アール未満の案件は、3番、9番、13番の3件でございます。なお、その他の内容につきましては、議案に記載のとおりとなっておりますが、農地法第3条第2項の各号に掲げる全ての農地等を効率的に利用して耕作等を行うと認められない場合や、周辺農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じる恐れがある場合など、許可することができない要件について確認したところ、該当しておりません。したがって、いずれも許可要件を満たすと判断いたしました。以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議長 ただ今、事務局より説明がありました。それでは、各地区調査会長から、補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告について、農家創設を含めてお願いいたします。初めに、北部地区調査会長から、1番から7番についてお願いします。

清水地区調査会長 北部地区調査会の清水です。よろしくお願い申し上げます。1番ですが、所有権の有償の移転でございます。受人は●●さんの娘婿さ

んでありまして、受人の隣接地であります。特に問題ありません。

2番ですが、これも有償の所有権移転でございます。隣接地に義兄の経営する残土置場があり、不安材料であるがヘーゼルナッツを一部植えてありまして、農業委員会としては注視することで許可妥当と判断いたしました。

それから3番ですが、これも有償の所有権移転でございます。これは道路の関係で取られる代替地として、隣接地を取得するものでございます。これも許可妥当と判断いたしました。

それから4番ですが、借地の隣接地でございます。特に問題ありません。

5番は取下げでございます。

6番ですが、事務所の隣接地と若干離れておりますが、そこを有償の所有権移転でヘーゼルナッツを植えるということで、特に問題ありません。

最後は7番ですが、これは譲渡人は本家でございます。受人は分家です。以前からりんごが作られております。これも特に問題ありません。以上であります。

議 長 ありがとうございます。続きまして、中部地区調査会長から、8番と9番についてお願いします。

山本地区調査会長 中部地区の山本でございます。それでは最初に8番です。これにつきましては、現在既に耕作中の農地に貸借権を設定する案件ということになります。借受人は、現在申請地で既に桃を耕作中だということです。今後も桃の耕作を続けていくという予定でございます。調査会で審議を行った結果、許可相当と判断をいたしました。

続きまして9番ですが、現在既に耕作している譲受人に正式に売買する案件ということになります。譲受人と譲渡人は、いとこ同士ということでありまして、こちらの農地は、既に現在受人が玉ねぎ等の野菜を栽培しているところであります。今後も引き続き耕作を行っていくということでございます。こちらにつきましても許可相当と判断をいたしました。以上です。

議 長 続きまして、南部地区調査会長から、10番から12番についてお願いします。

柰津地区調査会長 南部地区調査会長の柰津です。10番は、渡人に農業後継者がおらず、規模縮小という意向でございます。申請地で耕作をしている受人へ、所有権を移転するものです。現地は引き続き耕作を行います。耕作予定作物は、さつまいも、玉ねぎ、大豆等と聞いております。

11番は、贈与による所有権移転です。渡人は川中島にお住まいで、高齢の理由により篠ノ井の農地を手放す意向がありました。

受人も申請地で野菜を栽培する計画があり、双方の利害一致により無償で所有権移転をするものです。耕作予定作物は、かぼちや、ねぎということです。

12番ですが、これは有償の所有権移転です。渡人は高齢によって耕作ができない状況のため、全ての農地を受人へ所有権移転するものです。受人は、申請地の近くで大規模に耕作をしており、規模拡大を行うものになります。耕作予定作物は、水稲、りんごでございます。この3つについて、いずれも許可条件に適合しており、調査会では許可妥当と判断いたしました。以上です。

議 長 続きます、東部地区調査会長から、13番から15番についてお願いします。

池田地区調査会長 東部地区調査会の池田でございます。13番ですが、10アール未満の所有権移転の案件です。以前家庭菜園をしていましたが、畑を返還することになり、別の場所を探していたところ今回この畑が見つかり、耕作することになりました。

14番です。有償の所有権移転の案件です。この畑は受人の自宅のすぐ上にあり、管理しやすいことから購入し耕作をします。位置的に地域の一番上に当たる場所で、猿などが出没することから、被害の少ない梅やあんずを作るということです。

15番です。無償の所有権移転の案件です。受人の父親の代から借りて耕作していた畑です。父親は93歳で高齢であるため、息子である受人を契約者とし、無償で譲り受けたものです。調査会ではいずれも許可相当と判断いたしました。以上です。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただ今の事務局説明並びに各地区調査会長の報告について、発言のある方は挙手をお願いします。

【質疑なし】

議 長 意見がないようですので、採決を行います。議案第6号について、許可をすることに、賛成の方の挙手をお願いします。

【全員挙手】

議 長 ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第6号は、原案のとおり決定いたしました。

続きます、議案第7号を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

笠井主幹
兼事務局長補佐 議案第7号 農地法第4条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。議案書の2ページをご覧ください。番号1番から5番までの5件でございます。転用事由等につきまして、1番は、農業用倉庫及び農業用駐車場を設置する転用案件です。備考欄に農振軽微変更日と記載のありますとおり、令和8年2月25日付けで農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の変更が

あったものです。2番は、農機具置場及び果樹倉庫、農業用駐車場を設置する転用案件です。3番は、貸駐車場を設置する転用案件です。4番は、農業用駐車場、農機具置場、重油タンク置場を設置する転用案件です。備考欄に農振軽微変更日と記載のありますとおり、令和7年4月15日付けで農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の変更があったものです。5番は、倉庫、農業用倉庫の建築と、庭を拡張する転用案件です。なお、その他の内容につきましては、議案に記載のとおりとなっておりますが、許可要件に照らし特に問題ないと判断いたしました。

なお、先月の総会で許可すべきものとして決定をいただき、県に進達しておりました農地法第4条の2件は、許可済みとなっております。説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議 長 　ただ今、事務局より説明がありました。それでは、この案件について、地区調査会長から、補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告をお願いいたします。初めに、北部調査会長から、1番と2番についてお願いします。

清水地区調査会長 　北部の清水です。1番につきましては、大規模農業者でございまして、追認案件でございます。許可妥当といたしました。

2番ですが、この方についても追認案件でございます。大規模に農業をやっておられまして、いずれも問題ないということで、許可妥当と判断いたしました。以上です。

議 長 　続いて、西部地区調査会長から、3番についてお願いします。

松本地区調査会長 　西部地区調査会の松本です。3番につきまして、本件は申請地近隣事業者から、駐車場が使えなくなるため駐車場を探しているという相談が申請者にあり、それを受け申請者が貸駐車場を設置するもので、該当地は周辺を道路、住宅、事業所に囲まれた立地であり、周辺農地への影響もなく、許可要件を満たしているため、許可相当と判断しました。以上です。

議 長 　続いて、南部調査会長から、4番についてお願いします。

柘津地区調査会長 　南部地区調査会の柘津です。4番につきましては、非常に遅れてはきましたけど、そういった案件になりまして、篠ノ井二ツ柳において、農業用駐車場、農機具置場、重油タンク置場を設置するための転用申請になります。申請人は申請地の隣接地帯で野菜のハウス栽培をしており、本案件も営農に必要な農業用施設等の設置になります。南部地区調査会で審議した結果、周辺農地への営農条件に支障が生じることがないと認められ、許可相当と判断をいたしました。以上です。

議 長 　続いて、東部地区調査会長から、5番についてお願いします。

池田地区調査会長 　東部調査会の池田でございます。5番ですが、父親から譲り受

けた農地を宅地に変更し、残りの農地を農地以外の使い方をしてきたため、是正するため申請したものです。調査会では、許可相当と判断いたしました。以上です。

議 長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。ただ今の事務局説明並びに地区調査会長の報告について、発言のある方は挙手をお願いします。

【質疑なし】

議 長 意見がないようですので、採決を行います。議案第7号について、許可相当とすることに、賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第7号は、許可相当と決定いたしました。

続きまして、議案第8号を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

笠井主幹 兼 事務局長補佐 議案第8号 農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。2ページの中段をご覧ください。番号1番から3ページの8番までの8件でございます。2ページにお戻りいただきまして、転用事由等につきましては、1番は、仮設道路及び工事作業場所を設置する一時転用案件で、備考欄に記載のとおり、許可日から令和8年6月30日までとしております。2番は、残土置場を設置する一時転用案件で、備考欄に記載のとおり、許可日から令和9年3月31日までとしております。3番につきましては、仮設事務所及び仮設駐車場を設置する一時転用案件で、備考欄に記載のとおり、許可日から令和8年11月30日までとしております。4番は、農業後継者別棟住宅を建築する転用案件です。5番は、現場事務所、倉庫、仮設トイレ、駐車場を設置する一時転用案件で、備考欄に記載のとおり、許可日から令和10年3月31日までとしております。6番は、住宅敷地の拡張と塀を設置する転用案件です。

3ページをご覧ください。7番は、タイヤ置場を設置する転用案件です。8番は、庭、駐車スペース、家庭菜園を設置する転用案件です。なお、その他の内容につきましては、議案に記載のとおりとなっておりますが、許可要件に照らし特に問題ないと判断いたしました。

また、先月の総会で許可すべきものをご決定いただき、県に達しておりました農地法第5条の6件の案件は、5件が許可済みとなっております。関係法令が関係する1件はまだ許可書が届いておりませんが、特段の指摘がないことから近々許可の見込みです。以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議 長 　ただ今、事務局より説明がありました。それでは、各地区調査会長から、補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告をお願いいたします。初めに、北部調査会長から、1番と2番についてお願いします。

清水地区調査会長 　北部地区調査会の清水です。1番と2番ともに一時転用案件でございまして、工事の関係で一時転用をさせてほしいということございまして、近隣ともに問題ありませんので、許可妥当と判断しました。以上です。

議 長 　続いて、西部地区調査会長から、3番についてお願いします。

松本地区調査会長 　西部地区調査会の松本です。3番につきまして、本件は長野市が整備を進めている芋井総合市民センターの外構工事における、仮設現場事務所及び仮設駐車場の設置を目的とした一時転用となります。芋井総合市民センター本体工事は完了しておりますが、その周辺整備工事を別途に行うため、仮設現場事務所及び仮設駐車場ということで、市が発注する工事であり、農地復旧が確実に行われると判断できることから、許可相当と判断しました。以上です。

議 長 　続きまして、南部地区調査会長から、4番から6番についてお願いします。

沓津地区調査会長 　南部地区調査会の沓津です。4番は、篠ノ井小森の農業後継者別棟住宅を建設する案件です。受人は、現在夫婦、子ども2人と4人でアパートにて暮らしておりますが、現在の住宅は非常に狭いということで、いよいよ建築を計画されました。そんな中で、自分の奥さんの両親が暮らしている住宅の隣接に家を建てるのが、これから将来の介護等を含めて望ましいと判断したと。近隣農地への被害防除対策としましては、境に土留めを設置し土砂などの流出することがないようにし、問題はないと考えております。

5番につきましては、篠ノ井東福寺において、現場事務所、倉庫、仮設トイレ、駐車場を設置する一時転用案件になります。これは長野市発注の南長野運動公園のフットボール場施設整備工事に必要な現場事務所、駐車場を設置するものであります。転用期間は、令和10年3月31日までということになります。近隣農地への被害防止対策もガードフェンス等を、また草刈り等も1年に1回は行うということで、全く問題はないと判断いたしました。

6番目になります。信州新町の里穂刈での住宅敷地の拡張、塀の設置という案件になります。受人は、今年自宅の改築を行った際に、その塀の建っている場所は自分の土地ではないということが分かりました。渡人の農地であることが分かりました。受人、

渡人両方で協議の上、転用申請を行うものとなりました。塀は既に設置されており、追加工事を行うことはございません。周辺農地への影響はないと思われます。南部地区調査会においては、周辺農地の営農条件に支障が生じることがないと認め、許可相当と判断をいたしました。以上です。

議 長 続きまして、東部地区調査会長から、7番と8番についてお願いいたします。

池田地区調査会長 東部調査会の池田でございます。7番です。令和3年1月に賃貸借契約をしていましたが、今回の申請地が漏れていたことが分かり、改めて申請をしたものです。

8番です。購入した土地は、宅地と農地に分かれています。農地分を庭や駐車スペース、家庭菜園に使用したいというものです。調査会では、いずれも許可相当と判断いたしました。以上です。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただ今の事務局説明並びに各地区調査会長の報告について、発言のある方は挙手をお願いします。

【質疑なし】

議 長 ないようですので、採決を行います。議案第8号について、許可相当とすることに、賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第8号は、許可相当と決定いたしました。

続きまして、議案第9号を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

笠井主幹
兼事務局長補佐 議案第9号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について、ご説明申し上げます。3ページをご覧ください。最初に、農地法の内容について、ご説明いたします。相続した農地が、高い評価額により相続税を課税されると、農業を継続したくてもその税金を払うために、その農地を売却せざるを得ないという問題が生じるため、相続した農地で引き続き農業をしていく場合は、一定の要件の下、相続税の全部又は一部の納税が猶予されるという制度でございます。この制度を利用して税務署へ申告をするためには、農業委員会が発行します適格者である旨の証明が必要となります。この特例を受けるための主な要件として、相続人は引き続き農業経営を行うと認められる方であることとなります。

それでは、説明に入らせていただきます。本件は、番号1番の1件でございます。1番の方をご覧くださいと思います。相続人は、長野市大字稲葉●●、●●氏、特例適用農地等面積は、●●㎡です。なお、その他の内容は記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしく願い申し上げます。

議 長 　ただ今、事務局より説明がありました。それでは、地区調査会長から、補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告をお願いいたします。それでは、西部地区調査会長から、1番についてお願いします。

松本地区調査会長 　西部地区調査会の松本です。1番につきまして、対象農地は市街化区域内の農地で、相続人は被相続人と同居はしていませんでしたが、隣接地に移住し、これまで20年間、被相続人と一緒に水稲、野菜、果樹の栽培をしたということです。今後も引き続き本件農地で水稲、野菜、果樹の栽培を行っていくものということです。トラクター、バインダーなど農機具も所有しており、年齢も41歳と猶予期間の20年間農業に従事できると調査会では判断し、適格者として問題ないと判断しました。以上です。

議 長 　ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただ今の事務局説明並びに地区調査会長の報告について、発言のある方は挙手をお願いします。

【質疑なし】

議 長 　質問等がありませんので、採決を行います。議案第9号に賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 　ありがとうございました。全員賛成ですので、議案第9号は、原案のとおり決定いたしました。

　続きまして、議案第10号を議題といたします。農業政策課より議案の説明をお願いいたします。

農 業 政 策 課 　長野市農林部農業政策課の洞野と申します。よろしく願いいたします。私から議案第10号について、ご説明申し上げます。それでは、着座にて失礼いたします。市町村から農地中間管理機構に提出する農用地利用集積等促進計画案については、同法の第19条第3項において、必要があると認めるときは農業委員会の意見を聞くものと規定されております。その農用地利用集積等促進計画案の要件ですが、長野市基本構想に適合すること、借受人は農用地の全てを効率的に耕作し農作業に常時従事すること、利用権を設定する土地について関係権利者の同意を得ていること、当該農地が地域計画の区域内の土地であるときにあっては、その定めようとする農用地利用集積等促進計画案の内容が当該地域計画の達成に資すると認められること、以上こちらの4点となります。

　それでは、議案の4ページをご覧ください。まず(1)は、機構集積・機構配分一括方式のものとなります。こちらは農地中間管理

機構が地権者、ここでいう貸付人さまから農地を借り受け、そして借受人へそのまま貸し付ける計画となります。(1)の件数及び面積は、総件数 177 件、総面積 137,818.50 m²でございます。

続いて 6 ページをご覧ください。こちらの(2)は、機構配分(耕作者変更)に関するものとなっております。こちらは既に農地中間管理機構が地権者さんから借り受けている農地を、新たな担い手に貸し付ける計画になります。(2)の件数及び面積は、総件数 34 件、総面積 24,660.00 m²でございます。なお、(1)、(2)の中で農家創設をする方は 7 名で、借受人欄に網掛け表示をされている方が農家創設の対象者となります。説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 　ただ今、農業政策課より説明がありました。それでは、各地区調査会長から、検討結果につきまして補足説明並びに農家創設も含めて報告をお願いいたします。また、お手元の別紙 1 の案件につきましては、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項に該当いたしますので、関係する委員に退席していただき、審査から採決までを単独で行いたいと思います。初めに、北部地区調査会長から、4 ページの 1 番から 20 番までと、6 ページの 1 番をお願いいたします。

清水地区調査会長 　北部の清水でございます。1 番から 20 番であります。この中で網掛けされております●●さんと●●さんの農家創設について、調査会にお越し願ひまして、やる気も十分であり特に問題ないということで、20 番まで妥当といたします。

それから、6 ページの 1 番であります。●●さんは大々的にりんごを作っておりまして、特に問題はございません。以上です。

議 長 　続いて、西部地区調査会長から、4 ページの 21 番から 35 番までをお願いいたします。

松本地区調査会長 　西部地区調査会の松本です。(1)の 35 番につきましては、農家創設ということで、営農計画の発表及び質疑応答を踏まえた審議をしましたので報告します。本件は、受人夫婦で 4.5 反歩のりんご栽培ですが、成木を継承するものです。受人は、昨年知り合いのりんご農家の下で手伝いをしながら勉強し、今後も指導を受けられる状況です。消毒用 SS については、近隣農家共同所有の物を使用することができ、これまでの防除暦に従って消毒をしていくとのこと。今後は運送業との兼業になりますが、時間的には自由が利き、夫婦で交代もできるため、農作業には支障ないということで、本件について問題はないと判断しました。また、いずれは果樹栽培で生計を立てることを目指し、規模拡大も視野に入れているということで、中山間地の新規就農でありますから、期待をしているところです。以上、農家創設の案件を含め、西部

地区管内の議案について、原案どおり決定することで問題ありません。

議 長 続いて、中部地区調査会長から、4 ページ 36 番から 46 番までと、6 ページの 2 番をお願いします。

山本地区調査会長 中部地区の山本でございます。36 から 46 につきましては、こちらに記載のとおり、原案どおり問題がないということで判断しました。また、網掛けの部分の 38 番につきましては、農家創設ということでございますが、こちらにつきましては 6 ページの 2 番と同じ方でございますが、こちらでさくらんぼを栽培したいということで、借り受ける方は中国の女性の方ということで、日本の男性の方についてきて、意欲があるということです。さくらんぼを作って販売をしていきたいというところでございます。農業委員のほうから、大変厳しいというようなお話も出たんですけれども、意欲を買ってということで、また農業については指導をしてくれる方、中国からの友人などもいるということで、特に問題はないということで判断します。以上です。

議 長 続きまして、南部調査会長から、4 ページの 47 番から 5 ページの 74 番までと、5 ページの 3 番をお願いします。

柘津地区調査会長 この中で、網掛けの部分で補足を申しますと、昨日地区調査会に来ていただきまして、●●さん、37 歳と非常に若い人が来て、ソルガムを作るということをお聞きさせていただきました。いろいろな付き合いがありまして、教えていただく方、技術の指導を受ける方ということもありまして、規模拡大でヘーゼルナッツ等も挑戦したいという意向がございました。

71 番の●●さんにおいても、調査会に来ていただき営農計画を伺いました。本当に一生懸命で、荒れていく農地に我慢ができないという感じを受けました。東福寺で水稻、ヘーゼルナッツ等を計画していくということでございます。その他につきましては、南部地区調査会で審議しまして、原案どおり決定することで問題ないとなりました。以上です。

議 長 続きまして、東部地区調査会長から、5 ページの 75 番から 6 ページの 108 番までと、6 ページの 4 番から 26 番までをお願いいたします。

池田地区調査会長 東部地区調査会の池田でございます。75 番から 108 番までは、いずれも問題なしということです。機構配分の 4 番から 26 番の中で、5 番から 9 番が農家創設になります。この方は、地域おこし協力隊として 3 年間の研修を経て独立、農家創設したものです。父親が 1 町歩のぶどうの経営をしているんですけれども、経営のうち貸借している農地分 7,443 m²を息子さんに耕作者変更するものです。ご夫婦は、東京で 15 年飲食店を経営していたこと

から、松代地区で自分で作った果物を使い、カフェや加工のできる場所も作っていきたいということでした。店で従業員を雇い、農繁期はカフェを閉めて農業に専念するということができた。農家創設も含め原案どおり決定することに、問題はないと思います。以上です。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。先ほど説明申し上げましたとおり、委員が関係する別紙1の案件を除いた案件について、質疑、採決を行います。それでは、農業政策課の説明及びただ今の地区調査会長の報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

【質疑なし】

議 長 質疑ありませんので、採決を行います。議案第10号の委員が関係する別紙1を除いた案件について、原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 ありがとうございます。全員賛成です。続きまして、委員が議事に参与することができない別紙1の案件について、質疑、採決を行います。4ページの21番、24番、25番、27番及び28番は、●●委員が関係しておりますので、退室をお願いいたします。

【●●委員退室】

議 長 当案件につきまして、発言のある方は挙手をお願いいたします。

【質疑なし】

議 長 質疑ありませんので、採決を行います。当案件について、原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手をお願いいたします。

【全員挙手】

議 長 全員賛成です。●●委員の入室を許可いたします。

【●●委員入室】

議 長 引き続きまして、5ページの68番と69番、6ページの3番は、●●委員が関係しておりますので、退室をお願いいたします。

【●●委員退室】

議 長 当案件について、発言のある方は挙手をお願いいたします。よろしいでしょうか。

【質疑なし】

議 長 採決を行います。当案件について、原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。

【全員挙手】

議 長 ありがとうございます。全員賛成です。●●委員の入室を許可いたします。

【●●委員入室】

- 議 長 引き続き、5 ページの 97 番は、●●委員が関係しておりますので、退室をお願いいたします。
- 議 長 【●●委員退室】
- 議 長 当案件について、発言のある方は挙手をお願いいたします。
- 議 長 【質疑なし】
- 議 長 質疑がありませんので、採決を行います。当案件について、原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。
- 議 長 【全員挙手】
- 議 長 ありがとうございます。全員賛成です。●●委員の入室を許可いたします。
- 議 長 【●●委員入室】
- 議 長 以上で、議案第 10 号については、全て原案のとおり決定し、長野市長に意見書を提出いたします。
- 議 長 続きまして、議案第 11 号を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。
- 笠井主幹 兼 事務局長補佐 議案第 11 号 非農地決定について、ご説明申し上げます。7 ページをご覧ください。番号 1 番から 58 番までの 58 件でございます。非農地決定でございますが、農地利用状況調査で山林、原野と判定された農地につきましては、農地所有者に調査結果と非農地通知交付申請書を送付いたします。農地所有者から申請書が事務局に届き、総会で非農地決定を議決いただきますと、農地所有者本人へ非農地決定通知書を発行し、この時点で農業委員会の農地台帳へも、非農地として反映されます。また、農地所有者は、送付されました非農地決定通知書を添付することで、法務局で地目変更登記を行うことができます。
- 議 長 それでは、7 ページの右上をご覧くださいと思います。非農地区分別の集計でございます。今月ご決定いただくものは、山林が 27 筆、面積が 12,549 m²、原野が 31 筆、面積が 12,575 m²、合計で 58 筆、25,124 m²でございます。説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。
- 議 長 ただ今、事務局より説明がありました。これより質疑に入ります。当案件について、発言のある方は挙手をお願いいたします。よろしいですか。
- 議 長 【質疑なし】
- 議 長 質疑がありませんので、採決を行います。議案第 11 号について、原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。
- 議 長 【全員挙手】
- 議 長 ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第 11 号は、原案のとおり決定いたしました。
- 議 長 続きまして、報告第 1 号、報告第 2 号、報告第 3 号について、

事務局より説明をお願いします。

笠井主幹
兼事務局長補佐

報告第1号 農地法第4条の規定による届出について、ご報告申し上げます。8ページをご覧ください。番号79番から87番までの9件でございます。農地を農地以外に転用する場合には、県知事の許可が必要ですが、市街化区域内の農地は、あらかじめ農業委員会に届け出ればよいことになっております。4条の転用届出となり自己転用、いわゆる農地の権利移動を伴わない転用届出です。いずれも市街化区域内の農地の届出で、内容につきましては記載のとおりとなっております、書類等に特に問題はなく、事務局長専決により受理しておりますので、ご報告申し上げます。

続きまして、報告第2号 農地法第5条の規定による届出について、ご報告申し上げます。8ページの下の部分をご覧ください。番号143番から9ページの159番までの16件です。同じく市街化区域内の届出ですが、5条の転用届出で農地の権利移動を伴う転用届出になります。内容につきましては記載のとおりとなっております、書類等に特に問題はなく、事務局長専決により受理しておりますので、ご報告申し上げます。

続きまして、報告第3号 農地法第4条の規定による農業用施設2アール未満の届出について、ご報告申し上げます。9ページの真ん中の部分をご覧いただきたいと思っております。番号1番の1件です。内容につきましては記載のとおりとなっております、書類等に特に問題はなく、事務局長専決により受理しておりますので、ご報告申し上げます。以上、報告案件の3件について、ご説明いたしました。よろしくお願ひいたします。

議

長 ただ今、事務局から報告第1号、第2号、第3号について説明がありました。発言のある方は挙手をお願いいたします。

【質疑なし】

議

長 質問等ないようです。報告案件ですので、ご了解をいただきますようお願いいたします。

続きまして、報告第4号について、事務局より説明をお願いします。

笠井主幹
兼事務局長補佐

報告第4号 営農型発電設備の下部農地における農作物の状況報告について、ご報告申し上げます。9ページの下段部分をご覧ください。番号1番から4番までの4件です。最初に、補足説明をさせていただきます。太陽光発電設備を設置する農地転用は、農用地区域、いわゆる青地では認められておりません。しかし、太陽光パネルの下で農作物を栽培する場合は、転用期間を限定とした一時転用として許可できる場合があります。この場合は、太陽光パネルの下部の農地において、営農を継続する前提となりますので、事業者はその農地で生産された農作物に関する収量等の

状況を、許可権者である長野県に報告することとなっております。今回の4件は、青地で太陽光発電設備を設置する一時転用が許可されたものであり、事業者の報告は、農業委員会を經由して長野県へ提出される流れでございます。また、4件の報告内容は記載のとおりですが、報告内容が適切であるかについては、知見を有する者から確認を受けております。

それでは、説明をさせていただきます。1番につきましては、穂保地区でのわらびの栽培です。文章の部分をご覧いただきたいと思いますが、パネル下部の単収量は、10アール当たり76.2キロで、前年の122.7キロを大きく下回っております。確認は、●●の●●が行っており、単収量の減少理由は、高温に合わせて7月の降水量が非常に少なく干ばつ傾向であったためと回答しております。

2番は、小田切の塩生地区でのわらび栽培でございます。パネル下部の単収量は、10アール当たり139キログラムでございます。確認は、●●が行っております。

3番は、若穂川田地区での花のポット苗の栽培です。パネル下部の単収は、10アール当たり45,729カップでございます。この確認は、須坂市在住の●●さんが行っております。

4番は、松代町の清野地区でブルーベリーを栽培するものです。パネル下部の単収量は、10アール当たり14.6キロでございます。この確認は、●●の●●が行っております。

以上4件の報告書を、許可権者である長野県に提出いたしましたので、ご報告申し上げます。説明は以上でございます。

議 長 ただ今、事務局から報告第4号について説明がありました。発言のある方は挙手をお願いいたします。

議 長 【質疑なし】

議 長 質問等がないようですので、報告案件ですのでご了解をいただきますようお願いいたします。

次に、その他農業委員会業務に係る事項についての審議を行います。議案第12号 令和8年度長野市農業委員会事業計画についてを議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

西村事務局長補佐 事務局の西村でございます。失礼させていただきます、着座にて説明させていただきます。お手元の資料1-1 議案第12号 令和8年度長野市農業委員会事業計画をご覧ください。本件につきましては、今月の調査会において事業計画の内容についてお諮りしたところ、委員の皆さまから追加又は修正等のご意見はございませんでした。

続きまして、恐れ入りますが資料1-2 農業委員会年間主要事業

計画をご覧ください。こちらにつきましては、調査会で誰がどの会議に出席するのか見づらいというご意見を頂戴したため、役員会から総会までと、懇談会、研修会、農地パトロール等の表を別のものに分けたので、そこを修正加えました。委員の皆さまには内容をご確認いただき、令和8年度事業計画についてご決定いただきますようよろしくお願いいたします。説明は以上でございます。

議 長 　ただ今、事務局より説明がありました。ただ今の説明に対しまして、何か発言のある方は挙手をお願いいたします。よろしいでしょうか。

【質疑なし】

議 長 　質疑がないようですので、採決を行います。議案第12号について、原案どおり決定することに、賛成の方の挙手をお願いいたします。

【全員挙手】

議 長 　ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第12号 令和8年度長野市農業委員会事業計画については、原案のとおり決定いたしました。

　続きまして、議案第13号 令和8年度「農業委員会だより」の発行計画についてを議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

浅川職員 　事務局の浅川です。私からご説明申し上げます。資料2 議案第13号 令和8年度「農業委員会だより」の発行計画についてをご覧くださいと思います。

　農業委員会だよりは、農業委員会活動の広報のため、昭和51年に第1号を発行し、平成16年からは年2回発行しております。昨年度は、第100号記念号を発行したところでございます。

　1 発行日でございますが、第102号は令和8年9月1日、第103号は令和9年3月1日の予定です。

　2 だよりのレイアウトですが、A4判4ページ、A3用紙を2つ折りにしたものです。(2)ですが、農業委員会と市農政部局で紙面を2分とございますけれども、かつてございました農業協力員制度廃止に伴い、平成28年度からは広報ながのに折り込む形で全戸配布という形となっております。そこで、農政部局の記事も掲載するという話になっています。

　3 記事内容ですが、(1)第102号ですけれども、表紙は今回、東部地区調査会、新規就農者につきましては南部地区調査会にお願いしたいということでございます。次回第103号につきましては、表紙は北部地区調査会、新規就農者は東部地区調査会ということでございますので、よろしくお願いいたします。

4 だより編集委員会ということで、令和7年度同様、役員会を編集委員会にいたします。

5 日程ですが、原則、役員会終了後ということになっておりまして、2 ページをご覧ください。役員の皆さまにおかれましては、第 102 号は、次回5月の役員会から3回ほど7月まで、第 103 号につきましては、11 月から1月の役員会の終了後という予定でございます。よろしくお願いいたします。

次の別紙も参考に、簡単にご説明申し上げます。こちらは9月号と3月号の表紙と、それから新規就農者の記事の持ち回りの順番表となっております。一番下の令和2年度からご覧のように来ておりまして、上から3段目が令和8年度になります。繰り返しになりますが、表紙は東部、新規就農者は南部ということです。今回は北部と東部、また令和9年以降はご覧のとおりとなっております。また、編集、企画等々、委員の皆さま方のご協力のほど、よろしくお願いいたします。説明は以上です。

議 長 ありがとうございます。ただ今、事務局より説明がありました。ただ今の説明に対しまして、ご意見等ある方は挙手をお願いいたします。

【質疑なし】

議 長 質問等ないようですので、採決を行います。議案第 13 号について、原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。

【全員挙手】

議 長 ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第 13 号 令和8年度「農業委員会だより」の発行計画については、原案のとおり決定いたしました。

続きまして、議案第 14 号 令和8年度管内視察研修についてを議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

駒 村 係 長 事務局の駒村です。よろしくお願いいたします。議案第 14 号 令和8年度管内視察研修について、説明をさせていただきます。資料3をご覧ください。失礼して、着座で説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

令和8年度の管内視察研修の概要につきましては、3月の地区調査会で説明させていただいたとおりですが、視察候補地につきまして、令和8年度の担当である西部地区調査会から、3月地区調査会で、2 概要の(6)視察候補地に記載の3カ所をご提案いただきましたので、ご説明申し上げます。まず1カ所目は、●●氏。第二地区の往生地でりんごやワイン用ぶどうを栽培するとともに、スマート農業機械の開発やクラフトビールの製造にも取り組んでいる方です。2カ所目は、鬼無里地区の●●氏。令和3年の

1月に農家創設し、鬼無里でワイン用ぶどうを栽培している方です。3カ所目は、株式会社●●。令和6年9月に農家創設し、戸隠地区で花木、ツルウメモドキなどの花きを栽培している法人です。昼食は、鬼無里にある●●をご提案いただいております。

今後のスケジュールですが、この3月総会で視察内容のご決定をいただきましたら、4月の地区調査会で参加者を選出、5月20日に視察研修を実施するという予定でございます。裏面の視察研修割当表をご覧ください。こちらは第20期で各視察研修にご参加いただく地区調査会ごとの委員さんの割当数となりますので、参考にご覧いただけますようお願いいたします。説明は以上となりますが、ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

議 長 　ただ今、事務局より説明がありました。ただ今の説明に対し、何か発言のある方は挙手をお願いいたします。よろしいですか。

【質疑なし】

議 長 　質問等がないようですので、採決を行います。議案第14号について、原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手をお願いいたします。

【全員挙手】

議 長 　ありがとうございました。全員賛成ですので、議案第14号 令和8年度管内視察研修については、原案のとおり決定いたしました。

　続きまして、議案第15号 第1回農業委員会合同研修会の開催についてを議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

江 守 主 査 　農業委員会事務局の江守と申します。着座にてご説明申し上げます。よろしくお願いいたします。

　資料4をご覧ください。農業委員会年間主要計画にありますように、年2回、農業委員会合同研修会を行います。まず、合同研修会の趣旨ですが、農地利用の最適化の取組について理解を深め、地域農業の課題解決に向けて農業委員会活動の充実を図ることを目的に、全委員を対象に研修会を開催いたします。

　開催時期ですが、調査会にて、4月のものに関しましては、委員の皆さまに日程確保のためにご案内を既に差し上げておりますけれども、第1回目は令和8年の4月30日木曜日、総会終了後午後3時30分から、市役所第二庁舎10階講堂で行います。

　内容ですが、令和8年度の農林部の主要施策を、農林部各課から説明をしていただきまして、その後、地区調査会長から、活動計画を発表していただきます。最後に、会長から総括をしていただいて、一応終了予定を5時頃にしております。

　第2回目ですけれども、年明けまして令和9年2月26日金曜

日、午後3時半からを予定しております。内容についてですが、この3月から20期の委員さんになったということで、委員活動をしていくに当たって、何か分からないことだとか、疑問に思うようなことを題材として挙げていきたいと思っておりますので、まだ現段階では未定ということでお願いいたします。私からは以上ですが、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議 長 ただ今、事務局より説明がありました。ただ今の説明に対して、何か発言のある方は挙手をお願いいたします。よろしいでしょうか。

【質疑なし】

議 長 質問等ないようですので、採決を行います。議案第15号について、原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手をお願いいたします。

【全員挙手】

議 長 ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第15号第1回農業委員会合同研修会の開催については、原案のとおり決定いたしました。

続きまして、議案第16号 農業委員会委員が委嘱等を受けている関係団体への推薦についてを議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

西村事務局長補佐 事務局の西村でございます。お手元の資料5 議案第16号 関係団体への推薦委員についての資料をご覧ください。恐れ入ります、資料の裏面をご覧ください。農業者年金推進委員につきまして、各地区調査会から農業者年金推進委員をご選出いただいた5名を記載してございます。ご選出いただいた5名を、長野県農業者年金加入推進協議会推進部長にご推薦したいと存じます。参考までに、長野市農業者年金推進委員会の会長は、北村守会長代理であることを申し添えいたします。ただ今申し上げた以外の委員の推薦につきましては、地区調査会において、委員の皆さまからご意見等ございませんでしたので、内容をご確認いただき、推薦委員についてご決定いただきますようよろしくをお願いいたします。説明は以上です。

議 長 ただ今、事務局より説明がありました。ただ今の説明に対し、何か発言のある方は挙手をお願いいたします。

【質疑なし】

議 長 質問等ないようですので、採決を行います。議案第16号について、原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手をお願いいたします。

【全員挙手】

議 長 ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第16号 農

業委員会委員が委嘱等を受けている関係団体への推薦については、原案のとおり決定いたしました。

以上で、予定した議事が終了したことから、私の議長の任を解かしていただきます。皆さまご協力ありがとうございました。北村会長代理に進行をお返しいたします。

北村会長代理 曾根会長、議長の役お疲れさまでした。以上で、本日の議事は終了となりました。

次に、8番のその他に移ります。本日の議事全体を通して、委員の皆さまから何かございましたら発言をお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、最後に事務局から、今後の日程の説明をお願いいたします。

西村事務局長補佐 私から今後の日程について申し上げます。お手元の総会次第をご覧ください。次第の下段になりますが、次回第3回の総会は、4月30日金曜日の午後1時30分から、場所を第二庁舎10階の講堂で行います。総会終了後、同じ会場で農業委員会合同研修会を行いますので、ご出席よろしくをお願いいたします。

続きまして、総会次第の裏面をご覧ください。2番で4月の地区調査会及び農家相談会の予定と、3番で4月から5月までの当面の会議等の日程を掲載いたしましたので、よろしくをお願いいたします。連絡事項は以上でございます。

北村会長代理 ありがとうございました。それでは、これで第2回総会を終了とさせていただきます。ありがとうございました。